

司法警察職員捜査書類簡易書式例別表(2)の5に定める検事正の指示する条例について(通達)

昭和39年7月28日

熊捜一第2498号

司法警察職員捜査書類簡易書式例別表(2)の5に定める「検事正の指示する条例」として、昭和38年7月29日熊本地検検事正から「熊本県押売等防止条例」が指示されていたが、同条例の廃止に伴い、本年7月20日同地検検事正から、同条例の指示を解除し、改めて次の条例が指示され、本年8月1日から施行されることとなったので、事件処理上誤りのないようされたい。

なお、昭和38年8月10日熊捜一第2576号、熊防第2685号「司法警察職員捜査書類簡易書式例別表(2)の5の条例の指示について」(例規)は、廃止する。

記

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和39年熊本県条例第58号)